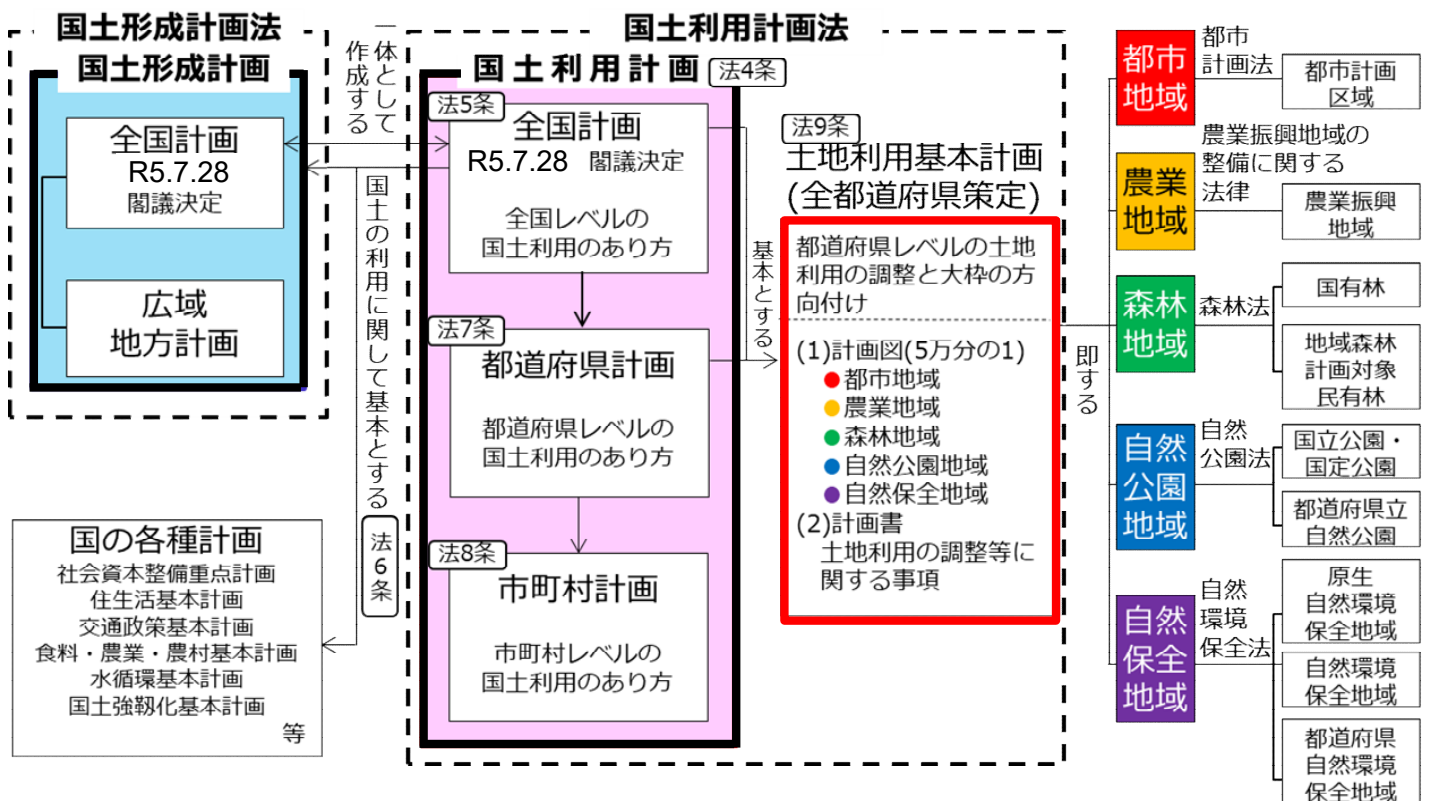


静岡県土地利用基本計画 について

企画部企画課

1

国土利用の体系図



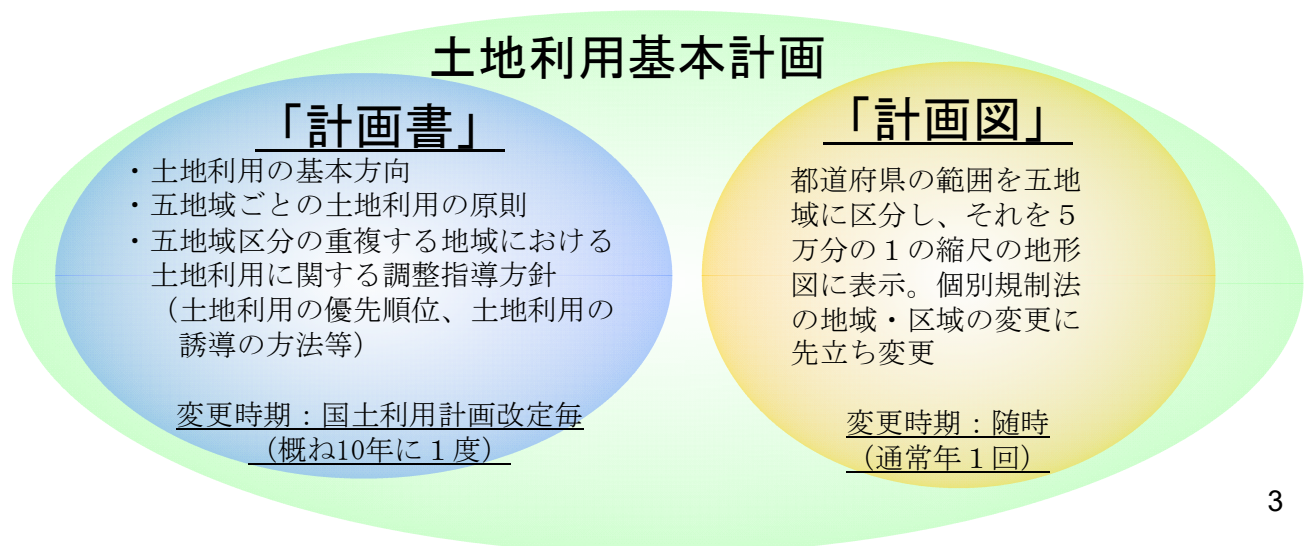
2

土地利用基本計画とは

土地利用基本計画は、国土利用計画法第9条の規定に基づき、土地利用の調整等に関する事項について定めるものである。

●土地利用基本計画の構成

都市地域、農業地域等の五地域の範囲を図面表示した「計画図」と土地利用の調整に関する事項等を記載した「計画書」から構成



3

県国土利用計画と土地利用基本計画の違い

県国土利用計画は「県土利用の将来像や各利用区分の目標面積」を示す計画であり、土地利用基本計画は「県国土利用計画を基本とし、個別規制法に基づく各土地利用の総合調整機能を有した計画」である。

項目	静岡県土地利用基本計画	静岡県国土利用計画
構成	計画書・計画図	計画書
利用区分	都市、農業、森林、自然公園、自然保全	農地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地
概要	各土地利用の総合調整機能 ※五地域ごとの土地利用の原則、五地域が重複する地域の土地利用の優先順位付けなど	指針・ビジョン ※県土利用の将来像、各利用区分の目標面積など

4

土地利用基本計画書

- 計画書の記載事項は土地利用の調整等に関する事項について定めるとされており、都道府県のおかれている自然的、経済的、社会的及び文化的諸条件に立脚しつつ、即地的な土地利用の規制・誘導の方法等、様々な事項について定めることができる。
- 計画書の内容は、国の運用指針に基づき、通例、以下のとおり。

土地利用の基本方向

都道府県土地利用の基本方向

土地利用の原則

五地域区分の各地域の設定の趣旨に基づき、それぞれの関係制度の運用規準から見た土地利用上の基本的事項等を記載。

五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

五地域に直接的に関連する地域・区域のそれぞれ相互の複合または競合の関係を検討

当該地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸条件を考慮

実情に即した土地利用の優先順位及び土地利用の誘導方向を記載

- ・重複地域内の土地取引に対する許可又は勧告の要否検討の判断基準
- ・必要に応じて重複地域の整序化を図るための方向を示す

5

土地利用基本計画の機能・役割

○土地利用に関するマスタープラン機能

- ・県における土地利用に関する基本的な方向づけを行う

○個別規制法の諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能

- ・諸計画に対する広域的調整・分野横断的調整といった総合調整機能を果たす
- ・諸条件を考慮し、実情に即した土地利用の優先順位及び土地利用の誘導方向を調整

○情報プラットフォーム機能

- ・1枚の計画図でそれぞれの規制が分かるという総覧性を備える

○土地利用の規制に関する措置機能

- ・土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たす

＜土地利用基本計画＞

- ・土地利用の基本方向
- ・土地利用に関する調整指導方針

・土地利用基本計画の基本方向に基づき運用

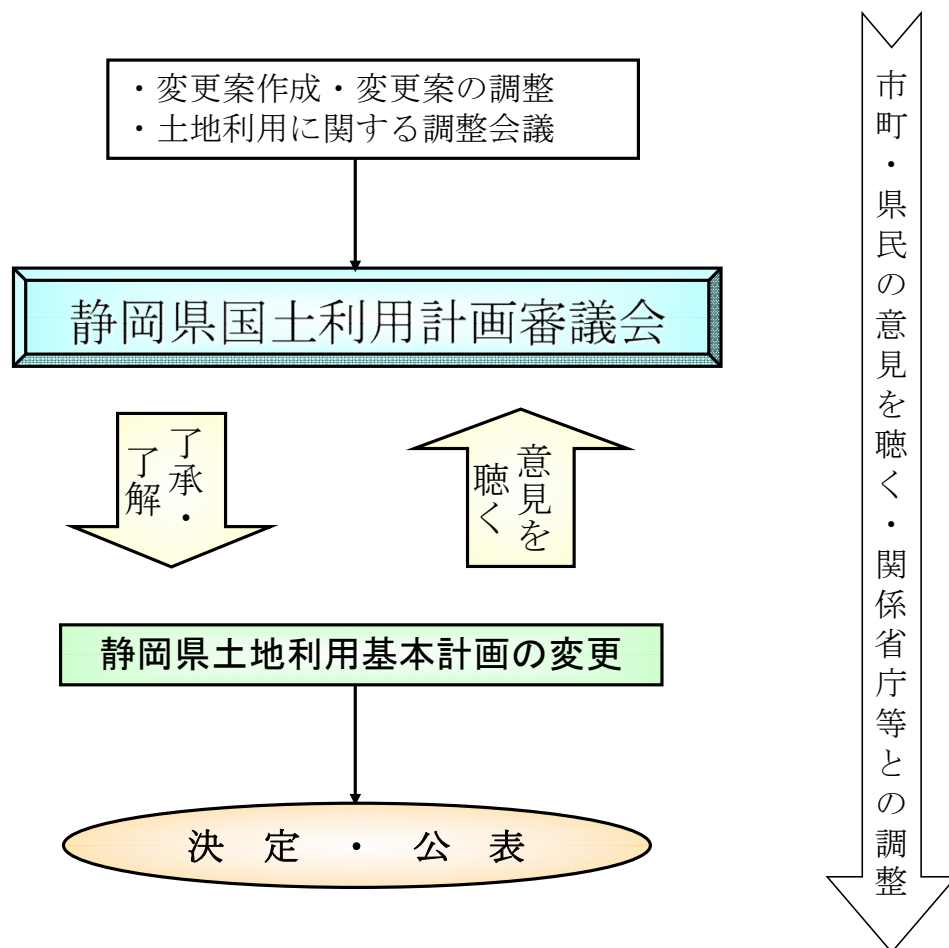
・個別規制法を通じて土地利用を誘導

＜個別規制法に基づく諸計画＞

- ・土地利用の是非を判断
- ・具体的な土地利用規制を規定
- ・計画に基づく施策を実施

6

土地利用基本計画の変更手続き



7

計画の策定スケジュール

時期	項目	内容
8月18日	第1回国土利用計画審議会	素案の審議
9月中旬	市町への意見照会	
10月～11月	県民意見提出手続 (パブリックコメント)	
12月～1月	関係省庁協議(窓口:国交省)	
2月中旬	第2回国土利用計画審議会	最終案の審議
3月	県議会常任委員会への報告	
	計画策定・公表	